

令和8年度 在留外国人バス運転体験会及び就業マッチング支援業務 委託仕様書

1 事業名

令和8年度 在留外国人バス運転体験会及び就業マッチング支援業務

2 事業目的

東三河地域※1において、2021年12月に東三河ビジョン協議会※2が策定した「東三河振興ビジョン2030」における2026年度重点プロジェクトでは、深刻化している人口減少に向き合い、誰もが活躍できる活力ある東三河地域をめざすため、人材育成とデジタル技術の活用によって地域課題の解決に取り組むこととしている。

東三河地域では、深刻化するバス運転手不足により、バス路線の減便や廃止を余儀なくされ、生活や経済活動に多大な影響を及ぼす事態が懸念されている。一方で、東三河地区は身分に基づく在留資格を持った外国人が多いという特徴がある。

本業務では、東三河の地域課題である「地域交通の確保」に向けた取組として、外国人に向けたバス運転体験や就業マッチングを実施することで、外国人にとってのバス運転士を目指しやすい環境を提供し、運転手確保を図ることを目的とする。

※1 東三河地域とは、愛知県東部の8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村）で構成される地域。

※2 東三河ビジョン協議会とは、東三河の地域づくりの主体となる市町村、民間組織及び愛知県が一体となって東三河の振興に取り組むため、各地域振興施策について協議を行う場。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 事業内容

「2 事業目的」を踏まえ、以下の内容を実施すること。事業にかかる一切の経費は委託料の中に含むこととする。

なお、本事業は、国の「地域未来交付金」の活用も想定していることから、同交付金の制度要綱等を理解した上で実施すること。特に個人給付とならないよう留意し、支援対象外経費については、本委託業務外で対応すること。

（1）計画準備

- ・イベントの企画設計（実施時期・募集人数・実施内容などの企画、スケジュール作成、事業者の選定、事業者や関係機関との調整など）を行うこと。
- ・イベントの実施回数は2回とする。
- ・イベントの実施場所は、とよはし産業人材育成センター（豊橋市神野新田町字シノ割1番地3）を想定しているが、実施にあたっては契約後協議すること。
- ・イベントの開催時期は、アジア・アジアパラ競技大会開催期間を避けること。

(2) イベント広報活動

- ・イベント周知を目的としたチラシを作成すること。作成にあたっては、東三河地域における外国人居住者数が多い上位3か国（ブラジル、フィリピン、ベトナム）の外国人に周知が可能となるように作成すること。
- ・作成したチラシ等を用いて、効果的に広報活動を実施し、参加者を集めること。

(3) バス運転体験会及び就業マッチング

- ・参加者のとりまとめを実施すること。
- ・イベントの実施に向けた準備（会場手配、必要物品などの準備、事業者との調整など）を行うこと。
- ・本イベントは外国人を対象としていることから、少なくとも東三河地域における外国人居住者数が多い上位3か国（ブラジル、フィリピン、ベトナム）の外国人とやりとりができるよう、ポルトガル語、英語、ベトナム語の通訳者を手配すること。
- ・外国人がバス運転手になった好事例を紹介するため、外国人バス運転手の講演を実施すること。
- ・本イベントに必要となる保険への加入など、万が一に備えた対策を講じること。
- ・次年度に向けた記録を作成すること。なお、記録にあたっては、撮影した写真などを県が広報資料等において使用することがある旨を参加者に伝え、予め承諾を得ておくこと。
- ・来場者アンケートの作成、実施、とりまとめを行うこと。

(4) 事業報告書の作成

- ・イベントの実施内容、参加者情報、参加者アンケートとりまとめ結果、本業務で用いた動画、画像、写真等のデータを含めた報告書を作成すること。

5 成果物

事業報告書

- (1)紙媒体 2部（正本1部、副本1部）
- (2)電子データ（県が指定する形式で作成すること）
- (3)その他、県が指示したもの

6 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (3) 業務の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (5) 業務の進捗状況については、隨時、県に報告するとともに指示を受けること。

- (6) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (7) 本業務により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (8) 本業務の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (9) 本業務で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (10) 著しい経済情勢の変動等により、本事業の一部または全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本事業に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い額を県が受託者に支払うべき額とする。
- (11) 本業務については、国の地域未来交付金を活用する業務であることから、その趣旨に基づき実施にあたること。また、本業務に係る会計実施検査が行われる場合は、協力すること。
- (12) 契約終了後、5年間は本業務に関連書類を保管すること。
- (13) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。